

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

阿賀野市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧笹神地域

(1) 現況

本地域は、豊かな自然環境のもと、国土の保全や水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しているものの、山麓の傾斜農地や積雪も多いなど生産条件が厳しく、過疎化・高齢化が進行しており、これら機能の低下が懸念される。

このため、持続的な農業生産に向けた取組や農用地、水路、農道等の保全管理のための共同活動を推進し、耕作放棄地の発生を防止する必要がある、傾斜農地の地域では平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

また、農業者の高齢化により農家数が減少しており、農地の受け皿となる担い手農家の育成が重要となっている。このため、規模拡大に伴い、農用地、水路、農道等の保全管理に係る担い手農家の負担が増加することから、共同活動の推進により負担の軽減を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、同項第2号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることとする。また、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

2. 旧安田・京ヶ瀬・水原地域

(1) 現況

本地域は、五頭連峰や市の南部から西部に流れる阿賀野川からの豊富な水資源を活用した稲作地帯であり、水原地区はオオハクチョウ（天然記念物）の飛来地としても有名な地区である。本地域においては環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。近年、他地域と同様に農業者の高齢化により農家数が減少しており、農地の受け皿となる担い手農家の育成が重要となっている。このため、規模拡大に伴い、農用地、水路、農道等の保全管理に係る担い手農

家の負担が増加することから、共同活動の推進により負担の軽減を図る必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全するとともに、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	笹神区域	法第3条第3項第1号、同項第2号及び同項第3号に掲げる事業
②	安田・京ヶ瀬・水原区域	法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市が必要と認める事項

・法第3条第3項第2号に掲げる事業の対象農用地等

1. 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たして

いる場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

旧笹神村：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項第4号の規定に基づき指定された地域

イ 対象農用地

- (ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上
勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- (イ) 自然条件により小区画・不整形な田
- (ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地
- (エ) 市長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地
 - (a) 緩傾斜という条件に次のいずれかの別の農業生産条件の不利性が加わる場合
 - (i) 緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合
緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率が全国平均以上とする
(高齢化率30%以上)
 - (ii) 市農業委員会が提供する地区・農地区分ごとに集計した賃借料情報の低額地域（24,000円/10a以下）に該当する生産性と収益の不利な地域
 - b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地
急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40%以上、
耕作放棄率：田8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地
 - (オ) 新潟県知事が地域の実態に応じて指定する農用地

2. 対象者

認定農業者に準ずる者とは、例えば、市の農業振興方針に定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。

3. その他必要な事項

- (1) 集落協定にあらかじめ位置づけられた土地改良事業またはこれに準ずる事業を通常施工により実施している農用地については交付金交付対象とする。
- (2) 交付対象農用地が自然災害を受けた場合、その復旧計画を市長に提出するとともに当該復旧計画を協定に位置付けることにより、引き続き交付金交付対象とすることができる。